

船舶事故調査報告書

平成24年7月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	パラセーラー負傷
発生日時	平成22年10月6日（水） 09時18分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村 ^{くにがみ へんとな} 辺土名漁港南西方沖 辺土名港沖防波堤灯台から真方位253° 2.3海里付近 （概位 北緯26° 44.3′ 東経128° 08.3′）
事故調査の経過	平成23年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{アエリアル ツー} AERIAL II、5トン未満（長さ8.10m） 296-20478 沖縄、有限会社マリン開発オフランド 8.10m（Lr）×2.25m×0.90m、FRP ディーゼル機関、159.17kW、平成12年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 23歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年11月15日 免許証交付日 平成19年11月15日 （平成24年11月14日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（パラセーラー）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及びアシスタントスタッフ1人が乗り組み、乗客4人を乗せ、約10分間のパラセーリングを行うため、平成22年10月6日09時ごろ、国頭村所在の浮き桟橋を出航し、辺土名漁港南西方沖のパラセーリング場に向かった。</p> <p>船長は、出航後、アシスタントスタッフからパラセーリングについて乗客に説明をさせた。</p> <p>パラセーリングは、パラシュートを化学繊維製えい航索（直径約10mm）でモーターボートに引かせ、パラシュート下方にタンデムバーというアルミ製の棒に取り付けられたいす状のベルト（ハーネス）に座った1人又は2人（以下「パラセーラー」という。）を空中に舞い上がらせるスポーツであり、本船が、本事故当時に行っていたパラセーリングではパラセーラー2人が前後に座っていた。</p> <p>船長は、パラセーリング場に着き、本船を約25km/hの速力で北風に向かって走らせ、えい航索につないだパラシュートを船尾デッキから20mほど上昇させたところ、09時18分ごろえい航索が、パラセーラーの6～7mほど前で切れた。</p>

	<p>切断したえい航索が、切れた瞬間に前方に座っていたパラセーラーの右目に当たった。その後、ある程度ゆっくりとした速度でパラセールが海面に着水した。</p> <p>本船は、パラセーラーなどを揚収して出航地に帰り、負傷したパラセーラーは、地元の病院で右眼角膜上皮びらんと診断を受けた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>本船のえい航索は、船尾甲板下にあるドラムに約180m巻かれ、えい航索として出すのが約170mであり、半年に1回、よく使っている部分と使ってない部分を振り替えており、パラセーリングのシーズンオフの3月ごろ、船の整備とともに、えい航索全体を新替えしていたが、日頃、えい航索の点検は行っていなかった。</p> <p>乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、辺土名漁港南西方沖を北東進してパラセーリング中、えい航索が切断したことから、切断したえい航索が、前方に座っていたパラセーラーの右目に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃、えい航索を点検していなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、辺土名漁港南西方沖を北東進してパラセーリング中、えい航索が切断したことから、切断したえい航索が、前方に座っていたパラセーラーの右目に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃、えい航索を点検していなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、辺土名漁港南西方沖を北東進してパラセーリング中、えい航索が切断したことから、切断したえい航索が、前方に座っていたパラセーラーの右目に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃、えい航索を点検していなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が辺土名漁港南西方沖を北東進してパラセーリング中、えい航索が切断したため、切断したえい航索が前方に座っていたパラセーラーの右目に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えい航索の点検を定期的に行うこと。 								